

令和6年度春日井市地域包括支援センター運営方針（案）

1 趣旨

この運営方針は、春日井市地域包括支援センター（以下「支援センター」という。）が地域包括的支援体制の構築に向けて取り組むべき事業の実施方針及び業務推進の指針について必要な事項を定めるものとする。

2 支援センターで行う事業の実施方針

(1) 地域包括的支援体制の構築方針

支援センターは、担当する区域の特性や実情を踏まえ、地域住民が抱える課題を把握し、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供されるよう、在宅医療・介護サポートセンター及び地域福祉コーディネーターと協働し、高齢・障がい・子ども・生活困窮の分野を超えた地域の社会資源と連携を図り、高齢者が要介護状態となっても住み慣れた地域や自宅での生活が最期まで続けられるよう、地域包括的支援体制における中核機関としての役割が果たせるよう取り組む。

(2) 区域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき業務の方針

支援センターは、担当する区域における地域住民や関係団体等の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域生活課題を把握し、解決に向けて地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟なセンターの運営を行う。

(3) 介護事業者・医療機関・民生委員・ボランティア等の関係者とのネットワーク構築の方針

高齢者が介護サービスや保健医療福祉サービス、インフォーマルサービス等を有機的・一体的に利用できるよう、介護保険事業所、医療機関、民生委員、社会福祉協議会等の専門的な多職種や住民主体による地域の様々な活動と連携・協働し、ネットワーク構築を推進する。

(4) 介護予防に係るケアマネジメントの実施方針

高齢者が自身の持つ能力を最大限に活かし、住み慣れた地域で自立した生活を営めるよう、自立支援を目標とするケアマネジメントを行い、利用者自らの積極的な介護予防の取組みを推進する。

(5) 介護支援専門員に対する支援・指導の実施方針

地域の主任介護支援専門員と連携し、介護支援専門員の日常的業務の相談や支援困難な事例に対して助言・指導を行う。また、介護支援専門員が、適切なケアマネジメントによる利用者支援ができるよう資質向上を図る。

(6) 地域ケア会議の運営方針

個別課題の解決、ネットワークの構築、地域生活課題の発見等の実績を積上げ、地域づくり、社会資源の開発、政策形成へつなげるために階層的に地域ケア会議を実施する。

(7) 市との連携方針

センター長の調整会議等により、基幹型地域包括支援センター及び支援センターは地域福祉課及び介護・高齢福祉課、障がい福祉課、生活支援課、健康増進課、高齢者・障がい者権利擁護センター等と連携及び連絡調整を行い、業務を実施する。

(8) 公正・中立性確保のための方針

支援センターは、「公益的な機関」として、社会福祉法、介護保険法及び各種法制度を遵守し、公正で中立性の高い事業運営を行う。

(9) 事業評価についての方針

本運営方針を踏まえた効果的かつ効率的な運営がなされているかについて、自らその質を評価するとともに、市の定期的な点検・評価を受け、事業運営の改善を図る。

3 業務推進の指針

(1) 共通事項

ア 事業の実施計画の策定

支援センターは地域の特性や実情に応じて、運営方針及び業務推進の指針を具体的に実現するため、非常時の対応を含めた事業の実施計画を策定し、計画に沿った事業運営に努める。

イ 職員の配置

支援センターは春日井市地域包括支援センターの運営及び人員に関する基準を定める条例に規定する人員基準を遵守する。また、次の支援センター人員配置評価基準のとおり三職種を配置するものとする。

日常生活圏域内の高齢者人口	三職種の職員
7,500人以下	6人
7,501人から9,000人まで	7人
9,001人以上	8人

ウ 人材育成

支援センターの業務に必要な知識等を習得できる機会となる研修等を支援センター内で実施し、職員の資質向上に資する取組を行う。

エ 地域との連携

担当区域全体に支援センターの役割を必要に応じて ICT も活用しながら周知するとともに、地域の会合の場を活用する等により、地域住民、関係団体や事業者等との連携体制を構築する。

オ 公正・中立性の確保

支援センターは「公益的な機関」として、社会福祉法、介護保険法及び各種法制度を遵守し、公正で中立性の高い事業運営を行う。

カ 個人情報の保護

個人情報の取扱いについて、個人情報保護法及び春日井市個人情報保護条例に基づき適切に管理する。

キ 苦情対応

支援センターに対する苦情を受けた場合、速やかにその内容及び対応等を記録し、市に報告する。

(2) 介護予防ケアマネジメント業務（第1号介護予防支援事業）

春日井市介護予防ケアマネジメント実施手順に従い、高齢者自身の意欲を引き出し、利用者本人及びその家族が課題と目標を共有した上で、自立に向けた適切な介護予防ケアマネジメントを実施する。

ア 三職種の適切な関与

保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員が、それぞれの専門的な知識により意見し、自立と自己管理に向けた支援を実施する。

イ 委託先の公平中立な選定

特定の事業所に偏ることのないよう委託先の選定状況を管理し、特定の事業所への委託割合が80パーセントを超えないものとする。

ウ 一部業務委託の関与

一部業務を委託する場合においても、支援センターは支援の責任を担うことを自覚し、支援方針及び支援期間等が利用者の自立を促進するものであるか判断し、支援期間中においても常に適切な介護予防ケアマネジメントが実施されていることを委託先に確認するものとする。

※介護予防ケアマネジメント業務における指針は、介護予防支援においても同様とする。

(3) 総合相談支援業務

支援センターが、その基盤的役割である総合相談を実施し、その対応のための社会資源の把握、関係機関との連携等、支援のネットワークの構築や市民ニーズの把握を総合的に実施する。

ア 地域における見守りネットワーク構築業務

地域内の住民・店舗・関係団体等が連携して地域内の高齢者を見守り、支援を必要とする高齢者の早期発見と支援センターに情報提供できる体制を構築する。

イ 地域の高齢者の実態把握業務

見守りネットワークにより支援を必要とする高齢者の実態を確認し、支援に必要な情報を遅滞なく収集するとともに、継続的な支援体制を構築する。

ウ 総合相談業務

保健・医療・福祉に限らず、様々な生活課題の相談に応じ、適切な相談支援機関につなぐとともに、世帯全体の複合的な生活課題には、多機関や地域住民等と連携・協働して、包括的な支援を行う。

また、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施で把握した支援を必要とする高齢者に適切な支援が届けられるよう、市と情報共有するとともに、関係機関と連携を図る。

(4) 権利擁護業務

高齢者が尊厳を保持し、地域で安心して暮らす権利を尊重するため

に必要な権利擁護に関する事項について、支援センターが関係機関の中心的存在としてその役割を果たしていく。

ア 高齢者虐待への対応

高齢者虐待の通報窓口・初期対応機関として、虐待防止及び再発防止に資するよう、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律及び高齢者虐待対応マニュアルに基づき、適切に対応する。

イ 日常生活自立支援事業・成年後見制度の利用促進

認知機能の低下した高齢者が地域で生活できるよう、高齢者・障がい者権利擁護センターとの連携を強化して、成年後見制度等の利用促進及び普及・啓発を支援する。

ウ 消費者被害の防止

消費生活センターからの情報提供等を活用し、地域の見守りに関する関係者と協力し、ICTも活用しながら広く担当区域内で消費者被害を未然に防止する。

(5) 包括的・継続的ケアマネジメント業務

高齢者へ切れ目のない支援を行うため、介護支援専門員の行うケアマネジメントを支援するとともに、地域内で介護支援専門員が多様な関係機関や地域住民等と連携して利用者を支援できる環境を整備する。

ア 包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築

要介護者の支援に関わる医療や介護の従事者はもとより、地域住民等と介護支援専門員が連携できるよう取り組む。また、医療と介護等の従事者が円滑に連携できるようICTの推進を支援する。

イ 介護支援専門員に対する支援

地域の主任介護支援専門員による介護支援専門員の支援体制の構築と介護支援専門員の資質向上に取り組む。

(6) 地域ケア会議開催業務

地域福祉コーディネーターと連携し、地域ケア会議運営マニュアルに沿って、地域生活課題を地域内の住民や地域活動を行う者が共有し、参加者が主体的に課題解決の取組みを検討する。

ア 地域ケア個別会議

参加者が課題を身近に感じ、解決の取組みを検討できるよう企画し、実施する。

イ 地域ケア会議

地域ケア個別会議で明らかとなった地域生活課題に対し、幅広い地域関係者と検討した内容及び今後の予定を共有し、参加者が主体となって行う解決の取組みの創設を図る。

ウ 地域協議会

地域福祉コーディネーターと協働し、地域ケア会議により創設された取組みを日常生活圏域内の住民や地縁団体で共有し、同様の取組みの横展開を図る。